

議員提出議案第1号

鳥取県拉致問題等の早期解決を目指す取組の推進に関する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月22日

村 上 泰二朗	玉 木 裕 一
前 住 孝 行	西 村 弥 子
福 浜 隆 宏	入 江 誠
河 上 定 弘	鳥 羽 喜 一
森 由 美 子	山 本 曜 子
前 田 伸 一	前 原 茂
坂 野 経三郎	浜 田 妙 子
尾 崎 薫	興 治 英 夫
伊 藤 保	島 谷 龍 司
鹿 島 功	浜 崎 晋 一
斎 木 正 一	野 坂 道 明
内 田 博 長	川 部 洋
広 谷 直 樹	中 島 規 夫
安 田 由 育	語 堂 正 範
東 田 義 博	銀 杏 泰 利
浜 田 一 哉	

鳥取県拉致問題等の早期解決を目指す取組の推進に関する条例

「妹は、ごく当たり前の生活をしていた平凡な女性でした。しかし、他の国に非人道的に連れて行かれ、今まで消息も分かりません。皆さんの家族が同じ被害にあった場合のことを想像してみてください。48年を超える私たちの苦しみを感じていただけるのではないかでしょうか。皆さんには、家族と一緒に過ごすことを当たり前と思わず大切にしてほしい。家族で一緒に過ごすことの幸せを考えてほしい。そして、皆さんが被害者や残された家族の気持ちを理解し、拉致問題に關心を持ち続けてください。」

これは、本県の拉致被害者の家族の言葉である。

北朝鮮当局によって行われた日本人の拉致により、多くの家族が、そのかけがえのない大切な人を突然に奪われた。私たちが暮らすこの鳥取の地においても、この許されざる国家的犯罪行為である人権侵害が発生したことを決して忘れてはならない。

拉致問題等の発生から既に長い年月が経過し、拉致被害者本人もその家族とともに高齢化が進み、中にはその解決を切望しながら志半ばにして亡くなつた方もいる。拉致問題等の解決には、もはや一刻の猶予も許されず、また、その全面解決がなされるまで、決して人々の間で風化することがあってはならない。

私たちが希求するのは、拉致被害者全員の一刻も早い帰国である。そのためには、私たちは、県民一丸となつて、拉致問題等の早期解決に向けた思いを共有し、拉致問題等に関するたゆまぬ啓発など一人ひとりが今ができるることに取り組み、もつて一層の機運醸成を図り、一日も早くその進展につなげることを決意するものである。

ここに、拉致問題等の早期解決を目指す取組を県民挙げて推進することを宣言し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題及び北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案の問題（以下「拉致問題等」という。）について、県の責務並びに学校その他の教育機関及び警察の役割を明らかにするとともに、その啓発等を県民挙げてなお一層推進することにより、県民の意識の高揚及び解決に向けた機運の醸成を図り、もつて拉致問題等の早

期解決に資することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、拉致問題等の啓発について、国及び市町村と連携を図りながら、県民が拉致問題等に関する関心及び理解を深めるための取組を持続的に行うものとする。

2 県は、市町村が行う拉致問題等の啓発に関する取組に協力するものとする。

(学校その他の教育機関の役割)

第3条 学校その他の教育機関は、その教育活動において、発達段階に応じた人権教育に取り組むとともに、拉致問題等に関する関心及び理解を深めるための啓発の推進に努めるものとする。

(警察の役割)

第4条 警察は、関係機関と連携を図り、新たな情報の収集等所要の搜査を積極的に行うものとする。

(県民の協力)

第5条 県民（県内に所在する事業者を含む。次項において同じ。）は、拉致問題等に関する関心及び理解を深めるとともに、この条例の目的を達成するために県が実施する取組に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、拉致問題等の被害者又はその可能性のある者に関する情報を得たときは、速やかに、警察本部又は警察署に当該情報を提供するものとする。

(拉致問題等啓発月間)

第6条 県は、この条例の目的を達成するための取組を重点的に実施するため、鳥取県拉致問題等啓発月間を設ける。

2 鳥取県拉致問題等啓発月間は、10月1日から同月31日までとする。

(国等への働きかけ)

第7条 県は、拉致問題等の解決に向け、必要に応じて国等に対する適切な働きかけを行うものとする。

(職員の研修)

第8条 知事、教育長及び警察本部長は、その職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の拉致問題等に関する理解の増進を図るための措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、この条例の目的を達成するための取組を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第10条 知事は、毎年度、拉致問題等の早期解決を目指す取組の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出議案第2号

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月22日

中 島 規 夫	尾 崎 薫
興 治 英 夫	鹿 島 功
浜 崎 晋 一	斎 木 正 一
野 坂 道 明	内 田 博 長
川 部 洋	語 堂 正 範
銀 杏 泰 利	

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書

えん罪は、有罪とされた者や家族の人生に深刻な影響を及ぼす、国家による取り返しのつかない重大な人権侵害である。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合には、人権救済の観点からも速やかに救済することは国の基本的責務であり、その唯一の救済手段である再審制度は重要な意義を有する。

しかしながら、現行の刑事訴訟法では再審請求手続に関する規定は19箇条しかなく、具体的な審理の進め方や証拠開示の基準等は、事件を担当した裁判所の裁量に委ねられている現状にある。そのため、事件を担当する裁判所によって審理の進め方が異なっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、再審を担当する裁判官が当該事件の本裁判に関与していないことを制度上担保する規定の整備、再審請求手続の期日指定及び記録作成の明確化、さらには、再審請求手続において極めて重要な意義を持つ、捜査機関の保管証拠を開示させる仕組みの構築、再審手続が非常に長期化する大きな要因の一つとなっている再審開始決定に対する検察官の不服申立ての制限など、再審手続の公正性と実効性を高めるための抜本的な法整備を行うことが必要不可欠である。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、これらの趣旨を踏まえ、国において、刑事訴訟法の再審規定及び関連する手続規定について、速やかに必要な改正を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆議院議長
參議院議長
内閣總理大臣
法務大臣

様

議員提出議案第3号

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月22日

中 島 規 夫	尾 崎 薫
興 治 英 夫	鹿 島 功
浜 崎 晋 一	斎 木 正 一
野 坂 道 明	内 田 博 長
川 部 洋	語 堂 正 範
銀 杏 泰 利	

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故、スポーツ外傷、落下事故など身体への強い衝撃等を契機に発症し、硬膜から脳脊髄液が漏出することで頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患であり、重篤な後遺障害を引き起こすことがある。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるが、社会的認知はなお十分とは言えない。

交通事故等により罹患期間が長くなることで症状が治りにくくなり、後遺症がおのずと出てしまうケースがある中、脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級12級の認定が多く行われているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

このような制度間での差異を是正し、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

また、脳脊髄液漏出症患者は、全国に数十万人いると言われており、多くが難治性疾患の患者であるにもかかわらず、確立した治療法もなければ、難病指定もされておらず、早急に新しい治療法の研究を進めるとともに、難治性疾患への難病指定も望まれる。

よって、国においては、被害者救済の理念が十分に發揮されるよう、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 公平性と透明性の高い自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続きとして、高次脳機能障害の自賠責保険高次脳機能障害認定システムと同様に、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。
- 2 被害者若しくはその代理人又は裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において

後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

3 国の研究機関等において、難治性疾患の診断基準の確立を早急に行い、脳脊髄液漏出症の治療方法の研究開発などを進めること。また、難治性の長期疾患の指定難病への追加について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 様
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣

議員提出議案第4号

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月22日

中 島 規 夫	尾 崎 薫
興 治 英 夫	鹿 島 功
浜 崎 晋 一	斎 木 正 一
野 坂 道 明	内 田 博 長
川 部 洋	語 堂 正 範
銀 杏 泰 利	

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書

自治体病院は、地域の民間医療機関では採算性の観点から担い難い救急、小児、周産期等の高度医療の実施、さらには感染症や災害対応など、地域の医療提供体制の維持に不可欠な役割を果たしている。

こうした自治体病院の責務を果たすため、多くの自治体は一般会計から多額の拠出金を負担しており、自治体病院は、現在の収支構造では行政の財政負担がなければ持続的な運営はできない。

しかし、公益社団法人全国自治体病院協議会の令和7年8月の調査結果にもあるとおり、近年の人件費や物価の高騰により、自治体病院の運営に要する費用が大きく膨らむ一方で、現行の診療報酬はこうした実情に十分対応出来ておらず、令和6年度決算では、自治体病院の約9割が自治体からの繰出金を入れてもなお経常収支が赤字となるなど、自治体の財政力を超えて経営環境は大きく悪化している。

さらに、少子化に伴う人口減少と高齢化の進行等により、近年は医療分野の人材確保が一層難しくなっており、人材流出を防ぐための医療従事者の待遇改善が急務であり、自治体病院において、将来に向けた安定的な医療従事者の確保は引き続き大きな課題である。

こうした困難な環境のもとでは、個々の経営努力や自治体の取組に頼るだけでは限界があり、このままの状況が続ければ、地域住民の生命や健康を守り、さらには社会の安全・安心を支える公的基盤としての自治体病院の役割を果たしていくことは出来ず、今まさに周辺市町村も含めた地域の医療提供体制は崩壊の危機に直面している。

よって、国においては、地域医療の要である自治体病院の存続を図ることは、国の責任において取り組むべき重要な課題と捉え、次の事項について早急かつ具体的に対応するよう強く要望する。

- 1 自治体病院の持続的な経営の安定化につながるよう、物価高騰や人件費等の上昇に対応した診療報酬の早期改定を実施するとともに、診療報酬制度については、物

価高騰や人件費等の上昇を柔軟かつ適切に反映できる仕組みを導入すること。特に、令和8年度の診療報酬改定については、入院基本料の大幅な引き上げを行うこと。

- 2 自治体病院の経営の現状を考慮し、当面の経営上の危機を回避するためにも、令和8年度の診療報酬改定を待つことなく、臨時的な診療報酬の改定、新たな補助制度の創設等、緊急的な財政支援を行うこと。
- 3 自治体病院が担う事業について、地方交付税措置単価の引上げ、算定ルールの見直しなど、地方財政措置の更なる拡充を図ること。
- 4 医療従事者の確保及び人材流出の防止のため、自治体病院に対する予算措置や実効性ある支援策を講ずること。
- 5 非課税取引とされている社会保険診療を行うための、医薬品や設備等の仕入れにかかる消費税については、諸物価の高騰もあり、自治体病院の負担が増大していることから、軽減税率による課税取引への転換など、病院に対する消費税制度の改善措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 様
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣